

高等学校・中学校・小学校用の通学定期券をお持ちのお客様へ

新型コロナウイルスの影響に伴う通学定期券の払戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小中学校、高校、特別支援学校を2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払戻しされるお客様については、特例によりそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして、弊社の規程により計算した額を払戻しいたします。（220円の手数料がかかります）

なお、この取扱いは当該通学定期券の購入日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。

- 休校期間の延長等の理由により、新学期に向けて購入した未使用の通学定期券を払戻しされる場合も同様にお取扱いします。
- この取扱いは高校生、中学生、小学生および特別支援学校生が対象となります。
- 最終登校日の翌日以降に定期券を使用された場合は、このお取扱いができませんのでご注意ください。

.....

定期乗車券（通勤・通学[大学生等を含む]）をお持ちのお客様へ

緊急事態宣言に伴う定期券の払戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け通勤や通学を取止めたお客様で以下の(1)、(2)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりそのお申し出日に関わらず、4月7日以降最後にご利用いただいた日を最終使用日とみなして、弊社の規程により計算した額を払戻しいたします。（220円の手数料がかかります）

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払戻し
- (2) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。

これまでご使用を見合わせていた定期券を通勤・通学の再開に伴いご使用になられた場合は、定期券の最終使用日が再開後に使用された日となり、払戻し額が少なくなる（または無くなる）場合がございますので、お手持ちの定期券をそのままご使用される場合は、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

和歌山電鐵株式会社

定期券の払戻額の計算方法

● 定期券の払戻額の計算方法

例：最終登校日が2月28日だった場合

① 2/28以降、定期券の残りの有効期間が1カ月未満の場合

⇒ 払戻額はありません。

② 2/28以降、定期券の残りの有効期間が1カ月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払戻いたします。

ただし、払戻額がない場合もありますのであらかじめご了承ください。

払戻額＝通常の定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1カ月または3カ月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1カ月未満の日数は、1カ月使用したものとして計算します。

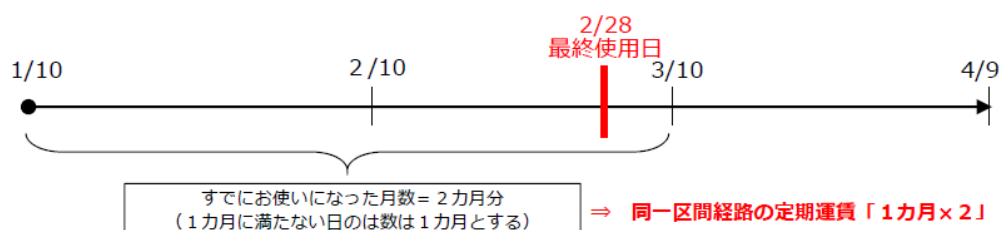
使用した月数	1 カ月	2 ヶ月	3 ヶ月	4 か月	5 か月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 カ月	1 ヶ月×2	3 ヶ月	1 カ月+3 ヶ月	1 カ月×2+3 ヶ月

計算例

2020年1月10日から3カ月有効の 和歌山⇄貴志間通学定期券[高校生]の場合

⇒ 2/28 を最終登校日とみなし、発売額から既に使用した2カ月分の定期運賃と手数料 220 円を差引いた額を払戻し

⇒ 25,080 円（発売額）－（8,800 円（1 カ月）× 2）－ 220 円（手数料）＝ 7,260 円 払戻し



● 有効開始日から7日以内の取り扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料 220 円を差引いた残額を払戻いたします。

計算例：2020年2月25日から1カ月有効の和歌山⇄貴志通学定期券[高校生]の場合

⇒ 2/28 に払戻し申出があった場合、発売額から既に使用した4日間分の往復普通運賃と手数料 220 円を差引いた額を払戻し

⇒ 8,800 円（発売額）－（820 円（往復普通運賃）× 4 日）－ 220 円（手数料）＝ 5,300 円 払戻し